

第28号議案

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月4日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため国民健康保険税の税率を改定するとともに、子ども・子育て支援納付金課税額の新設に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第7条中「100分の2.94」を「100分の2.69」に改める。

第8条中「11,800円」を「11,400円」に改める。

第8条の2第1号中「10,700円」を「10,100円」に改め、同条第2号中「5,350円」を「5,050円」に改め、同条第3号中「8,025円」を「7,575円」に改める。

第9条中「100分の2.46」を「100分の2.25」に改める。

第10条中「19,100円」を「18,200円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第10条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第24条第1項第1号ウ中「8,260円」を「7,980円」に改め、同号エ中「7,490円」を「7,070円」に、「3,745円」を「3,535円」に、「5,618円」を「5,303円」に改め、同号オ中「13,370円」を「12,740円」に改め、同項第2号ウ中「5,900円」を「5,700円」に改め、同号エ中「5,350円」を「5,050円」に、「2,675円」を「2,525円」に、「4,013円」を「3,788円」に改め、同号オ中「9,550円」を「9,100円」に改め、同項第3号ウ中「2,360円」を「2,280円」に改め、同号エ中「2,140円」を「2,020円」に、「1,070円」を「1,010円」に、「1,605円」を「1,515円」に改め、同号オ中「3,820円」を「3,640円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,770円」を「1,710円」に改め、同号イ中「2,950円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「4,720円」を「4,560円」に改め、同号エ中「5,900円」を「5,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年

度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。